

高等学校学習指導要領案について
【意見の分類番号：⑫（第2章第9節 家庭）】

一般社団法人生命保険協会¹
(住所: 東京都千代田区丸の内3-4-1)
(電話: 03-3286-2693(担当: 奥村))

現在検討が進められている社会保障改革は「自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意」するという基本的な考え方に基づき行われており²、また、少子高齢化の急速な進展や国・地方財政等の状況も踏まえると、社会保障の学習の際に、自助努力で将来に備えることの重要性及び保険の役割についても併せて学ぶことが必要と考える。

選択必修科目「家庭基礎」の学習指導要領（案）では、次のように記載されており、上記の考え方に沿った提案であると考えます。

- 「生涯を通して家族・家庭の生活を支える福祉や社会的支援について理解すること」が身に付けるべき事項とされ、その際、「自助、共助及び公助の重要性について理解できるよう指導を工夫すること」について配慮すべきとされている
- 「生涯を見通した経済の管理や計画の重要性について、ライフステージや社会保障制度などと関連付けて考察すること」が身に付けるべき事項とされ、その際、「将来にわたるリスクを想定して、不測の事態に備えた対応などについても触れること」について配慮すべきとされている

一方で、「自助」や「不測の事態に備えた対応」の具体的な手段についてより明確なイメージが持てるよう、今後作成される学習指導要領の解説においては、次の事例を踏まえ、具体的な手段として「貯蓄や民間の保険など」がある点について明記頂きたい。

- 中学校社会科の新学習指導要領の解説³では、「社会保障の充実・安定化のためには、自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意することが求められることについても理解できるようにすることが大切である」と記載される中で「貯蓄や民間の保険などにも触れ」と明記されている
- 現行の家庭科の学習指導要領の解説⁴では、不測の事態に備えた対応として「貯蓄や保険など」が列挙されている

また、選択必修科目「家庭総合」についても、学習指導要領（案）において、選択必修科目「家庭基礎」と同様の記載があることから、選択必修科目「家庭基礎」と同様の取扱として頂きたい。

¹ 我が国で生命保険事業を行う全生命保険会社（平成30年2月末時点で41社）が加盟する一般社団法人であり、生命保険事業の健全な発達および信頼性の維持を図り、もって国民生活の向上に寄与することを目的とした事業を行っている。平成28年4月15日、学校教育現場での保険教育機会の拡充に向けた提言をとりまとめた「保険教育推進に関する報告書」を公表した（<http://www.seiho.or.jp/activity/literacy/report/pdf/report.pdf>）。また、平成29年2月17日、中学校社会科（公民的分野）・高等学校公民科向けの社会保障・保険教育教材を作成し、教師向けポータルサイトを開設した（<http://www.seiho.or.jp/info/news/2017/20170217.html>）。

² 社会保障制度改革推進法（平成24年8月成立）

³ 「中学校学習指導要領解説 社会編」（平成29年6月、文部科学省）

⁴ 「高等学校学習指導要領解説 家庭編」（平成22年1月、文部科学省）